第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

令和2年1月14日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局

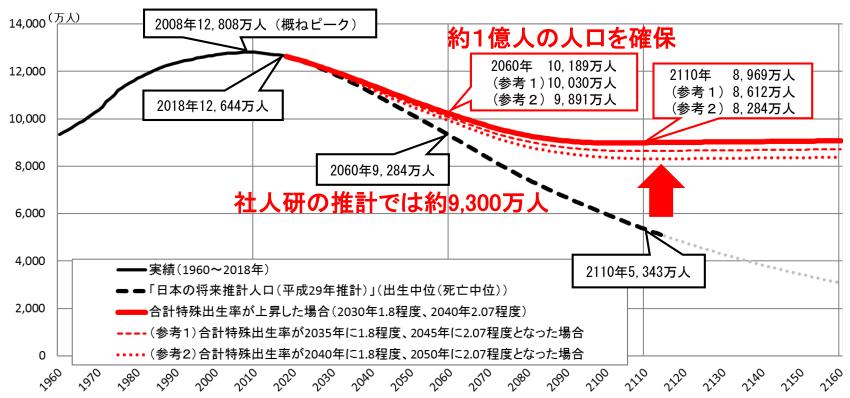
※まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)を含む

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン (令和元年改訂版)

人口の長期的展望

- 社人研の推計(注1)によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇^(注2)すると、2060年は約1億人の人口を確保。
 - 長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



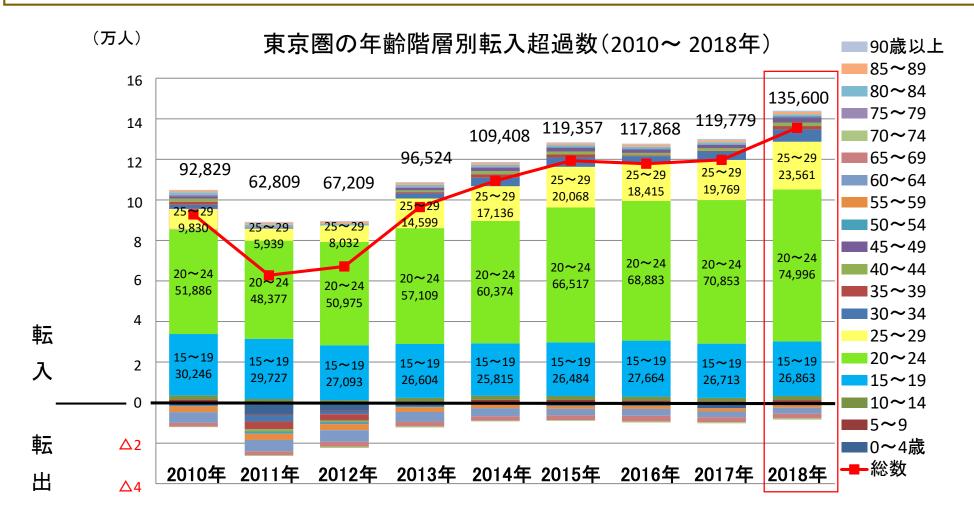
- (注1)社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)
- (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- (注3)実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、 機械的に延長したものである。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

I. 第1期の成果と課題

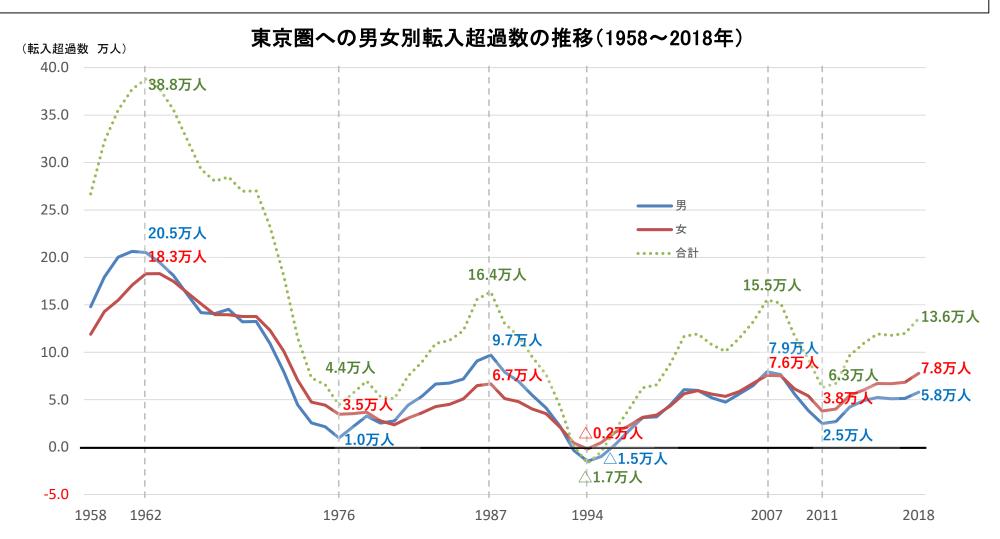
1-1. 東京圏への一極集中①

- 東京圏への転入超過は、2020年の均衡目標に対し、2018年は13.6万人。
- 転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一 つのきっかけになっているものと考えられる。



1-2. 東京圏への一極集中②

- 東京圏の転入超過数は、かつては、転入超過が多いときは男性が女性を上回り、少な いときは女性が男性を上回る傾向がみられた。
- リーマンショック、東日本大震災以降は、 女性が男性を上回って推移している。

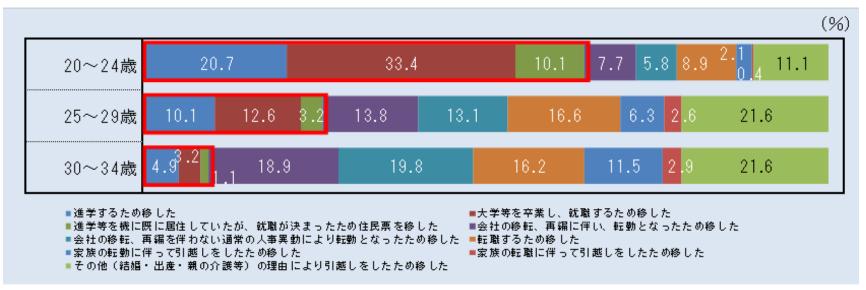


1-3-1. 第1期の検証 <第1期「総合戦略」に掲げるKPIの検証①>

1. 基本目標2 「地方への新しいひとの流れをつくる」

- 〇 東京圏への一極集中の要因については、様々な理由が考えられるが、東京圏への転入超過数 の大半を10代後半、20代の若年層が占めていることを踏まえると、進学・就職が大きなきっかけに なっていると考えられる。
- この傾向はアンケート調査でも表れており、20~24歳の地方圏から東京圏への移動理由は、進学・就職を理由にした割合が全体の6割を超えている。

<地方圏から東京圏への移動理由>

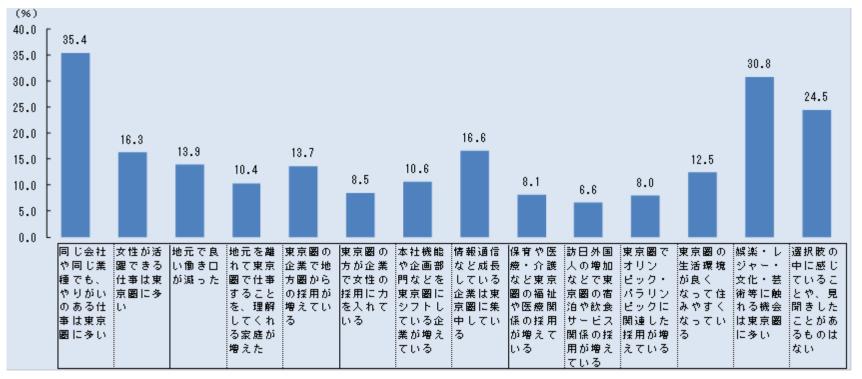


(出典)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「若年層における東京圏・地方圏移動に関する意識調査」(2019年4~5月)

1-3-2. 第1期の検証 <第1期「総合戦略」に掲げるKPIの検証②>

- 〇 「同じ会社や同じ業種でもやりがいのある仕事は東京圏に多い」、「情報通信など成長している 企業は東京圏に集中している」など、若者は仕事に関し東京圏に対して良いイメージを抱いてい る。
- 〇 また、「娯楽・レジャー・文化・芸術等に触れる機会は東京圏に多い」、「東京圏の生活環境が良 くなって住みやすくなっている」など、若者は生活環境に関しても東京圏に対して良いイメージを抱 いている。

<東京圏について感じていることや見聞きしたことがあること(複数回答)> (地方圏から東京圏への移動者、20~34歳)



(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「若年層における東京圏・地方圏移動に関する意識調査」(2019年4~5月)

Ⅱ. 第2期の主な取組の方向性

1. 第2期「総合戦略」 <地方創生の目指すべき将来>

く課題>

人口減少

ー極集中 東京圏への

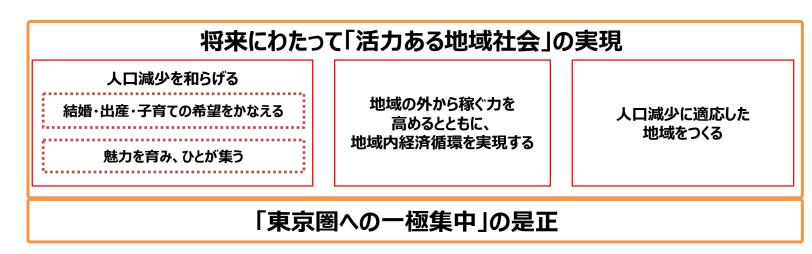
- 地方において地域社会の担い手が 減少し、地域経済が縮小。更に、人口 減少を加速させ負の連鎖に。
- ○「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの 維持が困難に。



〇 首都直下地震などの巨大災害に よる被害が大きなものに。

<地方創生の目指すべき将来>

⇒『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。



2. 第2期「総合戦略」 <第2期の主な取組の方向性>

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

①地方への移住・定着の促進



- ②地方とのつながりを強化
 - ・関係人口の創出・拡大
 - ・企業版ふるさと納税の拡充

地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

- ①多様な人材の活躍を推進する
 - ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進等
- ②新しい時代の流れを力にする
 - ・地域におけるSociety 5.0の推進 等

3. 第2期総合戦略において見直し等を行った事項

(1)横断的な目標の追加

横断的目標1:多様な人材の活躍を推進する

・多様な人々の活躍による地方創生の推進

・誰もが活躍する地域社会の推進

横断的目標2:新しい時代の流れを力にする

・地域におけるSociety5.0の推進

・地方創生SDGsなどの持続可能なまちづくり

(2)基本目標の見直し

基本目標2:「地方とのつながりを築く」観点の追加

基本目標1,4:「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加

(3) 多様なアプローチの推進

従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じて、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行う。

4. 第2期「総合戦略」 〈第2期「総合戦略」の政策体系〉

等

目指すべき将来

将来にわたって 「活力ある地域社会」 の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子 育てに温かい社会の実 現に向かっていると考 える人の割合、50%

> 魅力を育み、 ひとが集う

〇地方に住みたい希望の 実現

地域の外から稼ぐ力を 高めるとともに、 地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した 地域をつくる

「東京圏への一極集中」 の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

〇地域における

0

推

可能なまちづ

村の割合

未来技術を活用

地方創生SD

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

- ○地域の特性に応じた、生産性が高く、 稼ぐ地域の実現
- ◆ 地方における若者を含めた就業者増加数 100万人(2019年~2024年)
- ○安心して働ける環境の実現
- ◆ 若い世代(15~34歳)の正規雇用労働者等の割合 全ての世代と同水準を維持

- ○地域資源・産業を活かした地域の競争力強化○専門人材の確保・育成
- ○働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- ○地方への移住・定着の推進
- ◆ UIJターンによる起業・就業者数、6万人(2019年~2024年)等
- ○地方とのつながりの構築
- ◆「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数 1,000団体

- 〇地方移住の推進
- 〇若者の修学・就業による地方への定着の推進
- 〇関係人口の創出・拡大
- ○地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%(2025年)

- ○結婚・出産・子育ての支援 ○仕事と子育ての両立
- 〇地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ○活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
- ◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める 割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3
- ○地域資源を活かした個
- 〇安心して暮らすことができるまちづくり
- ○質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ○地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

NPO法人等の数、50 団体地域再生法等に基づき指定されてい

〇誰もが活躍する地域社会の推進

○多様な

との

活躍による地

方創生の

及びその課題解決・改善事例数、 60 団は

団 体 • 600

◆:KPIの項目、目標値及び目標年度(目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度)

13

Ⅲ. 第2期の主な施策

【基本目標1】

稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

1-1-1. 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化①

地域中小企業の生産性の向上

- ○地域経済において重要な役割を担う中小企業は、人手不足に直面する中、働き方改革などの制度変更に対応することを求められている。
- (独) 中小企業基盤整備機構が、複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する 「生産性革命推進事業」(仮称)を創設。制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じ、設備 投資、IT導入、販路開拓等を一体的かつ機動的に支援。

①ものづくり・商業・サービス補助事業

中小企業が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

②IT導入補助事業

中小企業が行う、バックオフィス業務の効率化、新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援。

③小規模事業者持続化補助事業

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、販路開拓等の取組を支援。

事例①:生產機械製造業

- ・複数形状の餃子を製造可能な、餃子全自動製造機を開発。
- ・海外での販売が好調で、餃子製造機において、 世界シェアトップに。



事例②:建築業

- ・建築3次元CADの導入により、顧客の満足度・ 理解度が向上。意思決定スピードが上がり、利 益もアップ。
- ・外注していた完成イメージを作成できるようにな り、コスト・時間が削減され、労働生産性も向上



事例③:販売業

- ・客足が減少傾向にあったところ、店舗照明のLED化を 実施。
- ・照明効果で気軽に店舗に出入りできるようになり、新規客が増え、来客数が50%増加、売上10%増加。 発熱量が減少したため、商品(花)の寿命も延び、在庫ロスが1割減。





1-1-2. 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化②

地域未来牽引企業に対する集中的な支援

- ○平成29年度から、地域経済の中心的担い手として、合計**3,688社の「地域未来 牽引企業」**を選定。
- ○今後、その**役割に応じた「目標」の設定**を求めた上で、関係省庁連携の下、<u>重</u> **点的な支援**を行う。

類型 期待される役割	グローバル型 海外需要の獲得	サプライチェーン型 サプライチェーンの維持・強化	<u>地域資源型</u> 地域資源の活用・雇用の下支え	生活インフラ関連型 生活基盤の維持
支援例	・設備投資 ・新技術・商品開発 ・海外展開	・設備投資 ・共同研究・開発	・販路開拓・新商品開発・ブランディング	・経営基盤の強化 ・IT導入 ・新サービス開発
	資金繰り、人材確保・育成、事業承継の円滑化 等			

グローバル型(例)

海外数十カ国に輸出する 国産シェアトップの医療機器 を有するメーカー

(愛知県)



サプライチェーン型 (例)

世界トップシェアの 自動車用ギア部品メーカー (広島県)



地域資源型(例)

地元の伝統文化や自然を アドベンチャー・ツーリズムとして 提供する宿泊業者

(北海道)



生活インフラ関連型(例)

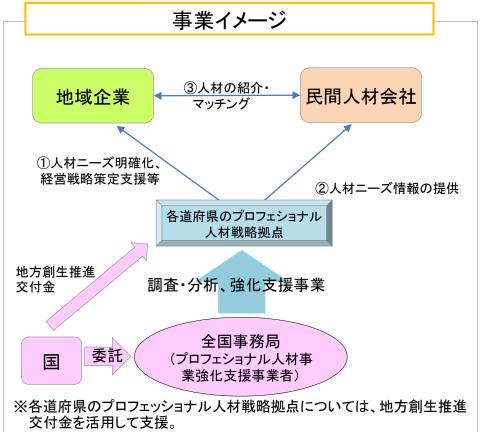
イベントを企画し、 観光客誘致の取り組みを 進める鉄道会社

(和歌山県)



1-2-1. 専門人材の確保・育成①(プロフェッショナル人材事業)

- プロフェッショナル人材の地域への還流を拡大し、地域企業の生産性向上・経営改善、起業促 進等を図ることで、地域経済の活性化を実現。
- <u>副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチング支援を行うため、プロフェッショナル人材戦</u> 略拠点の体制を倍増するとともに、地域を越える**副業・兼業に伴う移動費について支援**。
- 同拠点の全国事務局機能を強化し、東京圏などの大都市部の企業における副業・兼業に関する理解の増進や、フォーラムやセミナーの開催による働き手への情報提供を実施。

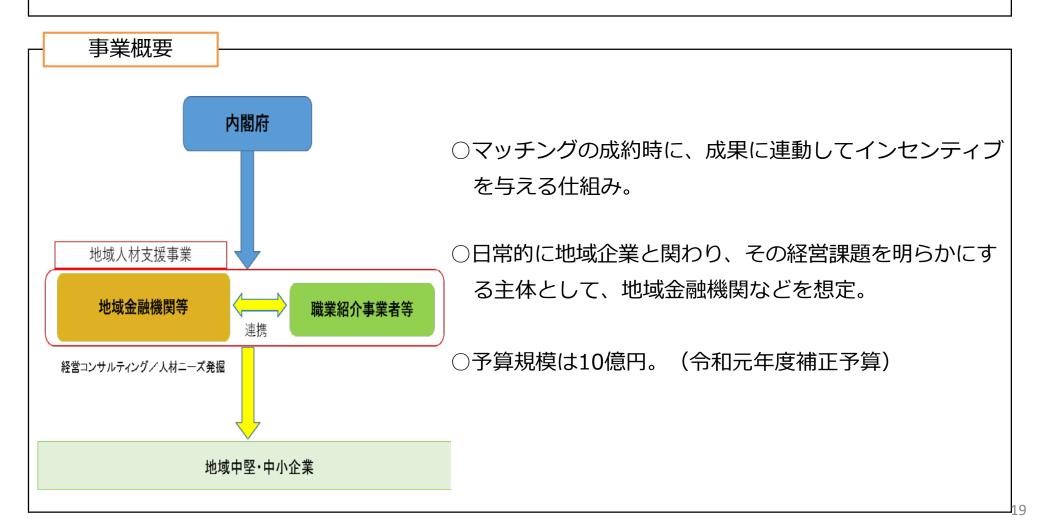


成約件数と相談件数の推移



1-2-2. 専門人材の確保・育成②(先導的人材マッチングモデル)

- 地域企業の**経営幹部**や、経営課題解決に必要な**専門人材**を確保し、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。
- <u>地域金融機関等</u>が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業(地域人材支援事業)を支援する。



【基本目標2】

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

2-1-1. 地方への移住・定着の促進

- 〇 地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援しており、現在、42道府県、1,140市町村で実施。
- 対象者や対象企業を拡大する運用の弾力化により、更なる移住を促進。

地方※1へ移住 東京圏からのUIJターンの促進 (東京23区在住者又は23区 地方の担い手不足対策 への通勤者※2 が移住) 地方※1での就業 就業した場合 (地方公共団体がマッチ 最大100万円 ング支援の対象※3とし た中小企業等に就業) (地方にいたままで) 起業した場合 地方※1での起業 起業した場合 最大300万円 (地域課題解決に資する 最大200万円 東京23区在住者・ 社会的事業を起業) (最大100万円+200万円) 23区への通勤者

- ※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。
- ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小 笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。
- ※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

主な変更点

対象者(移住希望者)

■東京23区に在住又は通勤している期間 「直近連続5年以上」から

「<u>直近10年間で通算5年以上</u>」に変更

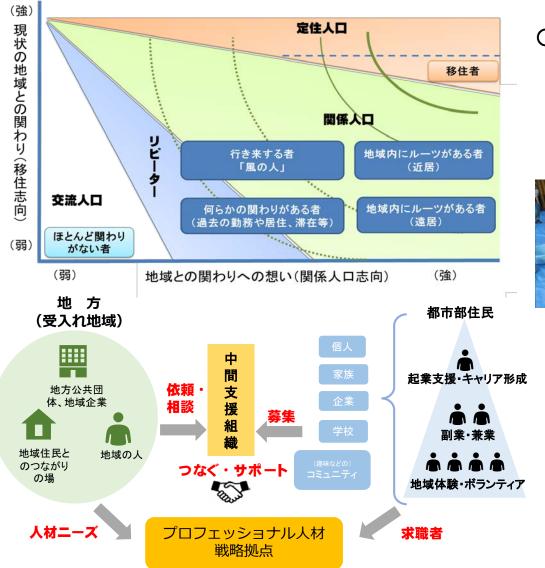
対象企業(就業先企業)

- ■「資本金10億円未満の企業」に加えて、 「<u>資本金概ね50億円までの企業で、知事</u> <u>が認める場合</u>」は対象とする
- ■「本店所在地が東京圏外にある法人」に 加えて、

「東京圏に本店があっても、東京圏外の 勤務地限定型社員」は対象とする

2-2-1. 関係人口の創出・拡大

○ 地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、関係省庁と連携し、 特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を目指す。



マッチング

- 関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を 創出・発掘するため、
 - 関係人口と地域との継続的な協働事業
 - ・ 関係人口も意識した地域活性化 に取り組む地方公共団体を支援



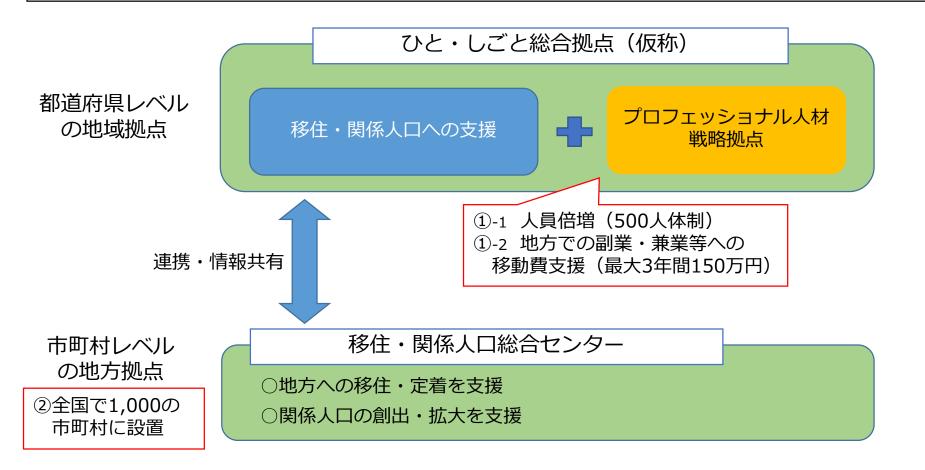
<長野県泰阜村>

NPO法人等と協働し、山村留学等の「学びの事業」を積極的に提供することを通して再来訪を促し関係人口(ファン)をつくる。

- プロフェッショナル人材戦略拠点の体制を強化・ 倍増し、地域企業に対する、副業・兼業を含めた 多様な形態での人材マッチングを行う
- 関係人口を受け入れる地域へのアドバイスや、 都市住民と地域ニーズのマッチングを行う中間支 援組織等の活動を支援

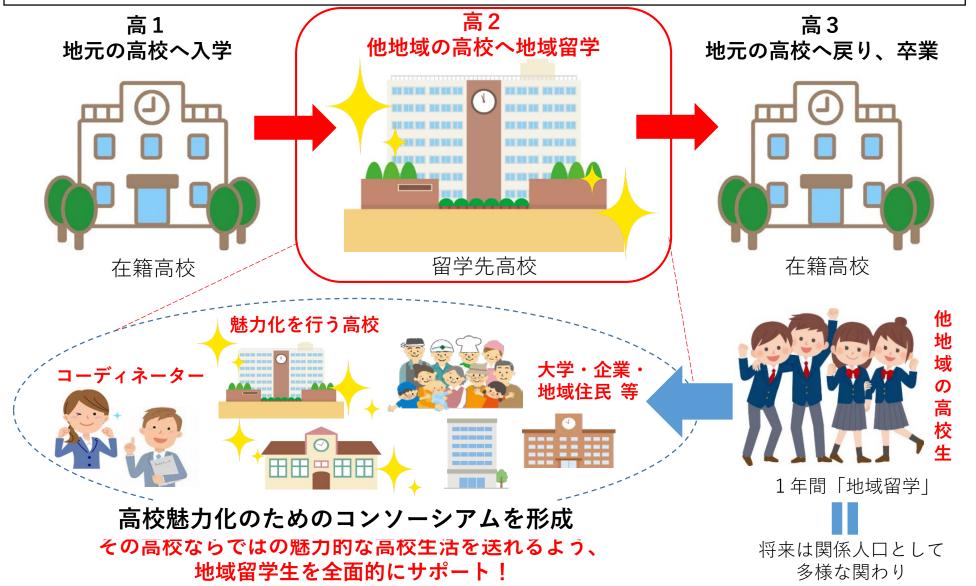
2-2-2. 「移住・関係人口」創出・拡大に向けた地方拠点の設置・強化

- 現在、地方公共団体には、移住関係の支援体制・機能が備わってきているが、関係人口の取組支援もワンストップで行い、民間の中間支援機関等との連携も推進することが必要。
- このため、全国における「移住・関係人口」の創出・拡大に向けて、
 - ①プロフェッショナル人材戦略拠点の人員を倍増し、500人体制とする。 また、地方での副業・兼業等に要する移動費を3年間で最大150万円支援。
 - ②市町村に、移住・関係人口総合センターを設置。



2-3.高校生の「地域留学」の推進による関係人口の創出・拡大

- 地域の将来を支える人材の育成のためには、高校段階で地域を知る機会を創出することが重要。
- このため、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりのための取組を支援し、高校生の「地域留学」を推進。



2-4-1. 企業版ふるさと納税の拡充

- 企業版ふるさと納税は、企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援するものであり、当該取組の実施を通じて、企業と地方公共団体のつながりをつくることができる。
- 企業と地域のつながりを強化するため、企業・地方公共団体の意見等を踏まえ、制度の拡充 等を令和2年度から実施。

<u>企 業</u>

【課題】

- ・税の軽減効果が小さい。
- 事業費が確定するまで寄附できない。

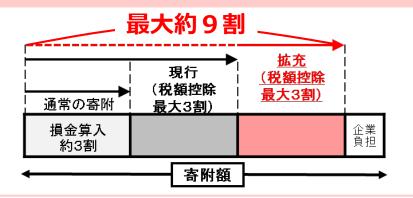
寄附

地方公共団体

【課題】

- 手続が煩雑である。
- ・補助金や交付金の地方負担分に寄附 金を充当できない。
- ・企業に課題を共有する機会がない。

- ・税額控除割合を現行の2倍に拡大 税の軽減効果 最大約6割→最大約9割へ
- ・寄附時期の制限を緩和



- ・個別事業の認定から包括的な認定へ
- ・国の交付金・補助金活用事業も対象
- ・企業と自治体とのマッチング機会を 充実

2-4-2. 企業版ふるさと納税の活用事例(岡山県玉野市)

- 岡山県玉野市は造船業を基幹産業とした企業城下町であるが、市内に工業高校が存在せず、工業系企業への就職者不足が深刻化していた。
- 若い世代の転出超過数が大きく、地元定着を推進する必要があった。
 - ⇒ 地元企業の即戦力となる専門人材を育成するため、企業からの寄附を活用し、市立高校に工業系学科を新設。
- 2018年4月に市立商業高校に機械科を新設するとともに、(株)三井E&Sホールディングス玉野事業所内に実習施設を設置。
- (株)三井E&Sホールディングス社員が実際に使う機械・ 器具を使用するなど、独自の実習プログラムを提供。高校 生にものづくりへの興味を持ってもらえるなどの点で、 (株)三井E&Sホールディングスも寄附によるメリットを感 じていると語る。
- このほか、地元企業と連携し、インターンシップ制度の 充実や小中学生を対象とした職業体験などを実施。



機械科での授業の様子



(株)三井E&Sホールディングス玉野 事業所内の実習施設での実習の様子

総事業費

161,809千円

寄附額

85,600千円

寄附企業

◇株式会社三井E&Sホールディングス ◇パンパシフィック・カッパー株式会社 ◇三菱マテリアル株式会社 ◇北興化学工業株式会社 ◇両備ホールディングス株式会社 ◇株式会社MESファシリティーズ

【基本目標3】

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

3-1. 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

少子化の進行は、結婚・出産・子育てに対する負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因 が複雑に絡み合っていることから、きめ細かな少子化対策を総合的に推進。

(1) 結婚・出産・子育ての支援

- ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点である**子育て世代包括支援センターの設置を促進**。
- ○出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、 産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための産 後ケア事業を推進。
- ○「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児 童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2017 年度末から約32万分の保育の受け皿を整備。
- ○地方自治体が行う結婚支援や子育てに温かい社会 づくり・機運醸成等の取組を財政的に支援。
- ○幼児教育・保育の無償化の着実な実施(2019年10月~)
 - (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等
 - 3~5歳:幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化
 - 0~2歳:上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
 - (2) 幼稚園の預かり保育
 - 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - (3)認可外保育施設等
 - 3~5歳:保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化
 - 0~2歳:保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

(2) 什事と子育ての両立

- ○育児・介護休業法に基づく両立支援制度の周知・定着を 図る。
- ○仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、 両立支援に取り組む事業主への助成金、子育てサポート 企業として認定する制度(くるみん及びプラチナくるみ ん)の普及促進等の施策を推進。
- ○働き方と休み方の見直しを進めるため、**時間外労働の上限規制** の円滑な履行、年次有給休暇の取得しやすい時季における集 中的な広報を行う。
- 〇改正女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の事業 主に対する情報公表の強化等は来年度施行、101人以上300 人以下の事業主への対象拡大は2022年度施行に向け、事業 主に対して必要な支援等を実施。

3-2.「少子化対策地域評価ツール」を活用した少子化対策の推進

- 「地域アプローチ」による少子化対策を強力に推進するため、国において、地域特性の見える化、具体的な取組の 検討等の一連のプロセスをまとめた「少子化社会対策地域評価ツール」を整備。
- 都道府県·市町村において、「少子化対策地域評価ツール」を活用し、部局横断的に、地域特性の分析、地域 の強み・課題を踏まえた取組の検討を行い、国の制度・交付金等も活用した効果的な少子化対策の取組を推進。
 - ① 客観的指標の分析による 地域特性の見える化
- ◎ 多様な指標による分析 まちのにぎわい、コミュニティ、 子育てサービス、男女の就業状況 などの要素から、地域特性を見え る化
- ◎ 幅広いデータを分析に活用
- 国の統計データ
- ・都道府県/市町村の独自データ
- 民間事業者のデータ
 - ② 主観調査による 地域特性の分析
- ◎ アンケートや住民意識調査に よる主観要素の把握・分析

③ 地域の強み・ 課題の分析

- ◎ データの分析 結果は、地域の評 判や住民感覚によ る地域の特徴と整 合的か?
- ◎ データに表れ ない地域固有の風 十・文化などの影 響は?
- 適官、分析 データの項目を追 加・削除

4 対応策 の検討

- ◎ 国の制 度・交付金 等も踏まえ、 注力すべき 分野を検討
- 部局横断 的に進める 取組の検討
- 都道府 県・市町村 **で連携**して 進める取組 の検討

地域の実情に応じた取組

- ■官民連携で、あらゆる手法や施策を活用した対応を実施。
- 〇地域コミュニティによる子育ての支え合い
- O男女にとって魅力的な働き方
- ○職住育近接のまちづくり など ※都市類型の違いも意識



都市近郊のニュータウンにおいて、 職住近接のコワークステーションを 設けて、子育で世代が通勤負担なく 働くことができるまちづくり



コミュニティの中で柔軟に子育て支 援を行うインフォーマルな支援体制 づくり

(A)(A)

国の補助制度なども活用

地域少子化対策重点推進交付金

地方創牛推進交付金

各省庁・自治体独自の補助制度

国の支援

- 取組事例の分析・横展開
- 支援チームによる支援 等を検討

子育て支援担当

総合企画担当



部局横断的な検討(都道府県/市町村)

商工雇用担当

学校·幼児教育 担当

観光扫当

まちづくり担当

地域福祉担当



【基本目標4】

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

主な施策の方向性

- (1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
 - ▶ コンパクト・プラス・ネットワークや、地域交通の維持・確保の推進
 - ▶ 既存の公共施設・不動産のストックの最大限の活用などによるストックマネジメント
- (2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
 - ▶ 豊かな自然、観光資源、文化、スポーツ、地域エネルギーなど地域の特色ある資源を 最大に活かした、地域の活性化と魅力の向上
- (3) 安心して暮らすことができるまちづくり
 - ➤ 医療・福祉サービス等の機能を確保し生涯現役の社会づくりを推進
 - ▶ 地域における防災・減災や、地域の交通の安全確保

4-1. 地域交通イノベーションに向けた計画制度等の見直し、MaaSなど新たなモビリティサービスの推進

地域交通イノベーションに向けた計画制度等の見直し

◆ 現在、**交通政策審議会を開催**して、以下について検討しており、年初に中間とりまとめを予定。

地方公共団体が中心となった輸送サービス・移動手段の確保・充実 (地域公共交通活性化再生法の改正)

- ▶ 全ての地方公共団体による計画づくりとその実施を推進
- ▶ 乗合バスのダイヤ調整、使いやすい運賃設定などによるきめ細かなサービス向上を促進
- ▶ 自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送などの移動手段の活用方針を明確化





路線バス

オンデマンド交通

地方バスの会社間連携の促進 (独占禁止法特例法)

▶ 地方都市などで、利用者が使いやすい路線、ダイヤ等にする ための共同経営について、独占禁止法の適用除外を制度化

自家用有償旅客運送の実施手続の円滑化 (道路運送法の改正)

- ▶ 自家用有償旅客運送の手続を容易化
- ▶ 観光客などを運送できることを明確化



京丹後鉄道沿線でサービス実施

MaaSの推進

◆MaaSの全国への早期普及に向け、今年度、19地域で実証実験を実施中。

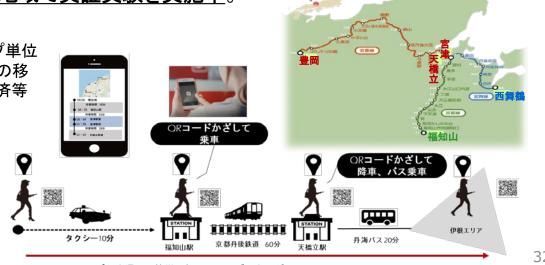
MaaS(マース: Mobility as a Service)とは、

✓ スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位 での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移 動サービス、関連サービスを組み合わせて検索・予約・決済等 を一括で行うサービス

(例)京丹後地域(京都府北部)の実証実験

く提供するサービス>

- ・複数交通モードのデジタルフリーパスの販売
- ・経路検索、予約、決済(QRコード)
- ・観光施設、飲食店等とも連携、QRコード化
- 鉄道、バス、タクシー、レンタサイクルなどが参加



アプリを通じて簡単・便利にワンブッキング・ワンペイメントで利用

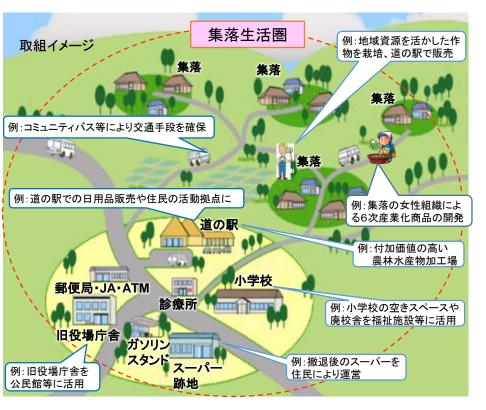
※WILLER社資料より抜粋

4-2. 「小さな拠点」・「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた 多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2019年度:1,181箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度:86%)とすることを目指す。



• 見守りサービス



4-3. 特定地域づくり事業協同組合制度(案)の概要

人口急減地域の課題

制度

概要

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害



特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

対象地域:人口急減地域(過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域)

対象団体:中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

対象事業:マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)の派遣等

認定手続:事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)

特例措置:労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を許可ではなく、届出で実施することが可能

財政支援:組合運営費の1/2を国・市町村が財政支援

根拠法 :地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律く令和2年6月4日施行>

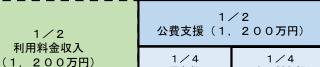


都道府県

国•市町村

- ○組合運営費の1/2を財政支援(国1/2・市町村1/2)
- 〇対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
 - 事務局運営費 600万円/年
- 〇令和2年度予算 5億円
- < 1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2. 400万円/年



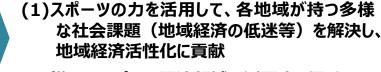
1/4 国負担 (600万円) 1 / 4 市町村負担 (600万円)

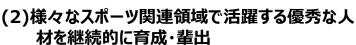
4-4. スポーツ・健康まちづくり(概要)

【背景】

- ①東京オリパラ、ワールドマスターズゲームズ 2021関西等のレガシーを全国に残す
- ②スポーツ関連産業の拡大とそれが 地域経済にも貢献できる仕組みが 必要
- ③スポーツ実施率を上げ、国民の健康 、 長寿に貢献

スポーツ・健康まちづくり







【5年後のスポーツ・レガシー】

- ① 地域経済やスポーツツーリズム・ ヘルスケア産業の拡大
- ② 元気な「ひと」と「まち」の増加 (健康格差の減少)
- ③ 社会保障費の適正化への貢献

【目標】5年後にスポーツ・健康まちづくりに 取り組む地方公共団体の割合 ⇒20%

【政策の柱】

スポーツを活用した経済・ 社会の活性化

- ○スポーツツーリズムの推進、地域スポーツ コミッションの設置支援・機能強化
- ○大学スポーツによる地域貢献及び UNIVASの活用
- ○大会の開催都市やホストタウンのレガシー形成支援

2. スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防

- ○スポーツ実施率向上に向けた推進体 制の構築
- ○学校体育施設の活用促進
- ○学校体育と地域スポーツの連携・協働
- ○医療機関との連携の促進

等

3. 自然と体を動かしてしまう 「楽しいまち」への転換

- ○Walkable Cityの実現
- ○公園のさらなる活用によるスポーツが したくなる環境整備(広場の芝生化 等)
- ○自転車の活用推進(自転車通行 空間の整備促進等)等

【政策を推進する基盤整備】

○自治体等のマインドチェンジ・キャパシティビルディング ○組織・体制の再構築及び連携の強化

- ・首長・自治体職員、民間企業社員、スポーツ指導者等に 対するWeb講習、研修会、ガイドラインや手引書の配布等
- ・セカンドキャリアを見据えたデュアルキャリア教育の推進

- ・自治体内における関係部局(スポーツ部局、企画部局、健康福祉部局、まちづくり部局、国際部局等)間での連携の促進
- ・地域スポーツコミッションや総合型スポーツクラブ等について現状と 課題を把握し、今後の組織の在り方を検討 等

【横断的な目標1】 多様な人材活躍を推進する

主な施策の方向性

目標:多様な人々の活躍による地方創生の推進

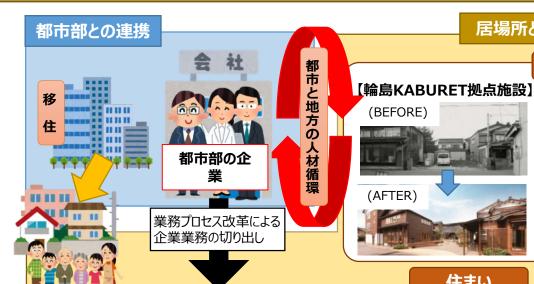
- (1) 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生
 - ▶ 企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として参画し、 活躍できる環境づくり
- (2) 地方公共団体等における多様な人材の確保
 - ➤ IT分野などについて、地方公共団体に対して民間専門人材を派遣する新たな仕組みの 構築・推進
- (3)地域コミュニティの維持・強化

目標:誰もが活躍する地域社会の推進

- (1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現
 - 女性、高齢者、障害者など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会づくり
- (2)地域における多文化共生の推進
 - ➤ 外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援

横1-1. 新たな全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」の推進強化 ~誰もが活躍するコミュニティづくり~

- これまでの中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、制度の縦割りを超え、全世代を対象として 移住者や関係人口、地元住民など「誰もが居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくり」等を推進。
- 取組の推進に当たっては、個々の施設というよりも、エリア全体の魅力向上や空間デザインという点を視野に入れ、「活躍・し ごと」、「交流・居場所」、「住まい」、「健康」などの必要な機能を確保。「生涯活躍×関係人口」の取組も推進。



居場所と役割のあるコミュニティづくり

交流·居場所

【拠点施設での交流の様子】





- 「ごちゃまぜ」の多世代交流の場づくり
- 学校空き教室、商店街空き店舗、未利用農地など遊休 資源を徹底活用

住まい

(BEFORE)

(AFTER)

【新橋邸(輪島市)】【空き家活用(南部町)】 (サービス付き高齢者向け住宅)



- コミュニティとの関係性を重視した「新しい住まい」 の具体化と普及
- 空き家や団地など地域の既存ストックの再生・活 用。空間デザインも重視。

健康

【ゴッチャ!ウェルネス(輪島市)】



誰でも利用できる「ごちゃまぜ」の 健康づくり

■ いつまでも健康で活躍できるモデルの普及

【しごとコンビニ(奈義町)】

活躍・しごと





【拠点での作業】

【什分け・封入】

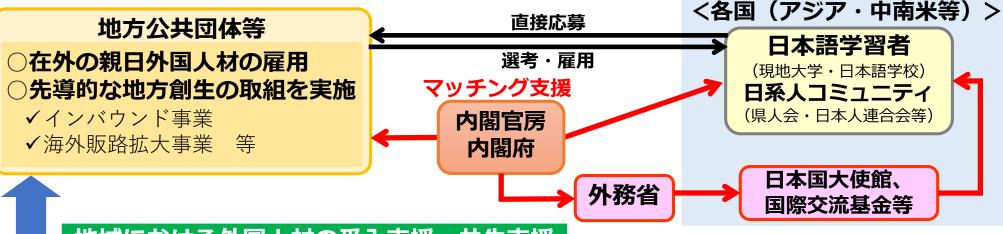
- 新しい就労支援モデルの確立と普及
- 付加価値の高い仕事が地方に流れる枠組みづくり

横1-2. 地域における多文化共生の推進

○ 外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、 外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行う。

外国人材による地方創生支援制度

○在外の親日外国人材の掘り起こし、地方公共団体等との円滑なマッチングの支援等



地域における外国人材の受入支援・共生支援

○外国人材の受入支援や共生支援などの地方公共団体の自主的・主体的で先導的な 取組を積極的に支援

地方公共団体等

- ○先導的な地方創生の取組を実施
 - ✓地域における外国人材の受入支援事業
 - ✓地域住民と外国人材との交流促進事業 等

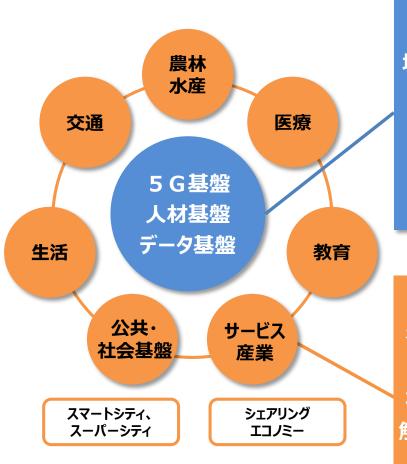
内閣府

地方創生推進交付金による支援

【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする

横 2 - 1. 地域におけるSociety 5.0の推進①

○ 地方公共団体のSociety5.0実現に向けた多様な取組を総合的に支援することで、**地域におけるSociety5.0を 早期に実現**し、地方創生を深化させる。



地域における 情報通信 基盤等の 環境整備

5 G等の情報通信基盤の早期整備

5 G基地局等の整備を都市部と地方部の隔たりなく加速 させるとともに、5 G利活用促進策も一体的に推進

デジタル人材の育成・確保

市町村への民間デジタル専門人材派遣等を通じ、未来技術を活用した地方創生のための人材基盤を整備



未来技術の 活用による 地域課題の 解決、地域の 魅力向上

地方創生推進交付金等による支援

地方創生推進交付金にSociety 5.0を推進するための 支援の枠組を新設、未来技術を活用する地方公共団体に 対するハンズオン支援 等

各分野での未来技術の活用・横展開の推進

スマート農林水産業、遠隔医療、遠隔教育、自動運転、 MaaS、サテライトオフィス等の未来技術を活用した各取組 の促進、横展開推進

横2-2. 地域におけるSociety5.0の推進②/地方創生SDGsの実現

「スーパーシティ」構想の推進

○ 「スーパーシティ」構想の早期具体化を図ることで地方におけるSociety5.0の先行実現を目指す。



地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

- 持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できる。
- このため、地方創生SDGsを実現し、地方創生の 取組の一層の充実・深化につなげる。

SUSTAINABLE GOALS



(補足事項)

次期「地方版総合戦略」の策定に当たっての主な留意事項

第2期「総合戦略」における目標等

○ 国の基本目標の見直し等も参考にしつつ、地方版総合戦略の効果検証を踏まえ、必要に応じて見直すことが重要。

- 〔基本目標〕① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 〔横断的目標〕 多様な人材の活躍を推進する ❷ 新しい時代の流れを力にする
- 従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じて、「ひと」や「まち」起点の<u>多様なアプローチを柔軟に行い、</u> まち・ひと・しごとの好循環をつくり出していくことが重要。

庁内における推進体制

○ まち・ひと・しごと創生が、<u>人口減少に歯止めをかけること</u>と、<u>東京圏への人口の過度の集中を是正すること</u>を目的としていることを踏まえれば、地方版総合戦略の策定・実施に当たっては、<u>地方創生担当部局と子ども・子育て担当部局が連携</u>することはもとより、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要。

策定プロセス・効果検証

- 幅広い層をはじめ、産官学金労言士等の<u>多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経て</u>策定を進めることが重要。また、経済圏における取組なども視野に入れ、<u>行政区域を越えた広域的な連携</u>を考慮することが必要。
- 現行の「地方版総合戦略」の効果検証を行うとともに、その結果を次期「地方版総合戦略」の策定に反映し、さらに、次期「地方版総合戦略」策定後も<u>継続したPDCAサイクルの確立と運用を図ること</u>によって、より効果的な取組の推進につなげていくことが必要。
- ※ 重要業績評価指標(KPI)の設定等に資するよう、「地方版総合戦略の策定に当たって参考となる政府統計指標の一覧」(令和元年6月21日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)や「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成31年4月内閣府地方 創生推進事務局)も提供。